



# 建物総合共済に特約を新設 「収容農産物補償特約」

農家が納屋等に保管中の農産物を対象に、火災や水害による損害を補償します。  
収容する納屋などが建物総合共済に加入している場合に、特約を付けることで、農産物を補償します。



## 収容農産物補償特約の概要

対象となる農産物 **米・麦・大豆** を補償します。

※収容農産物とは出荷前の一時保管、又は販売目的で保管しているもの、および乾燥・調整等の作業中のもの。自家消費分は除きます。

補償する額は1建物、1品目につき、**1口・100万円から最高5口・500万円**までの中から、**100万円単位**で選択が可能！

対象となる事故は **火災・風水害・雪害・地震**などです。

- ◎建物総合共済で対象となる事故と同じです。
- ◎盗難は対象となりません。
- ◎地震等の事故は実損額の30%が限度です。

すでに納屋等に総合共済に加入されている方につきましては、  
**28年度に限り、申し出により追加加入が可能です。**



## 補償タイプ

### Aタイプ

出荷までの一時保管に対応  
120日以内で加入者が選択する期間

### Bタイプ

通年保管に対応  
建物総合共済の責任期間と同じ期間  
(1年間)の補償

## 特約部分の掛金

### Aタイプ

1口あたり 1,000円

### Bタイプ

1口あたり 3,000円

## 共済金の支払い

両タイプとも損害額が1万円を超えた場合に、1口あたり100万円を限度に損害額全額を支払います。

## 損害額の算出(米の場合)

【例】農作業場(1口・100万円加入)に泥水が流れ込み、保管中の玄米に被害が発生。

【被害を受けた玄米が 6,000kg (100俵の場合)

6,000 kg × ※195円 = 1,170,000円

収容農産物損害共済金 **1,000,000円**

【被害を受けた玄米が 3,000kg (50俵の場合)

3,000 kg × ※195円 = 585,000円

収容農産物損害共済金 **585,000円**

農林大臣が告示する  
水稲の単位当たり共済金額  
※平成28年度主食用米の告示額  
195円 / kg

詳しくは、最寄りの地域センター・事務所にお問い合わせください



- 新川地域農業共済センター 入善町青木1385-1 TEL: (0765)72-0377
- 新川農業共済事務所 上市町湯上野72 TEL: (076)472-0577
- 富山地域農業共済センター 富山市安養寺340-1 TEL: (076)429-5006
- 高岡地域農業共済センター 高岡市北島325-2 TEL: (0766)28-0200
- 砺波地域農業共済センター 砺波市豊町2-11-14 TEL: (0763)32-2277